

青木小学校いじめ防止基本方針

平成30年2月1日改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

(国の基本方針・横浜市いじめ防止基本方針と同様)

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

青木小学校は「生きる 創る そして輝く」を学校教育目標としてかかげ、これまでも、人権教育を中心として心の教育を大事にしてきました。「人として生きるそして人として輝く」ここにいじめの世界があってはならないと考えます。つまりこの目標を達成することは、すなわち、いじめをさせない・許さないといういじめ防止の考え方に通じるものです。

いじめは、どの子どもにも起こる可能性のあるもっとも身近で深刻な人権侵害であることを念頭に置き、①いじめの未然防止 ②早期発見・早期対応 ③適切な対処・措置の3点から具体的な取組を推進していきます。

①いじめの未然防止

- 自己有用感の醸成を大切に授業改善や学級経営を行います。
- 学校生活全体を通して適切な人間関係の構築を支援します。
- 代表委員会等児童会の組織を活用し子ども自らもいじめについて考え、いじめをしない・させない・許さない学校づくりに参画させ、学校・地域・子どもと力を合わせて実現に努めます。
- 創立144年を超える歴史の中で培われた学校風土・施設や地域との関係を大切にします。

②早期発見・早期対応

- 校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止対策委員会」を中心にして、いじめをしない・させない・許さない・見逃さないという体制を強化します。
- 教育相談体制の充実をはかります。
- 全職員で研修等を行い、いじめ防止や人権意識を高めます。
- 保護者や地域との信頼関係を築き、学校に相談しやすい雰囲気づくりに努めます。

③適切な対処・措置

- 保護者や地域と連携して対処します。
- 関係機関との定期的な連絡を含め、情報交換や支援要請を積極的に行います。
- 全職員でいじめ防止や人権意識を高めます。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

青木小学校いじめ防止基本方針の目的を達成するために、「いじめ防止対策委員会」を設置し、全職員の協働と関係機関との連携を図ります。また、必要に応じて心理や福祉の専門家・弁護士・医師等の外部専門家の参加をもとめます。

(1) 委員会の構成員

「いじめ防止対策委員会」は校長が招集し、構成員は次のものとします。

校長・副校長・教務主任・児童支援専任・養護教諭とします。いじめの疑いがある、あるいは認められる場合は、関係児童の担任と学年主任、そして、必要に応じて校長は保護者の代表としてPTCA会長・副会長・関係機関の職員・外部の専門家の参加を要請します。

(2) 委員会の運営

いじめが疑われる情報が入ったときには、直ちに児童支援専任が中核となり、当該担任や学年、管理職と連携を図りながら「学校いじめ防止対策委員会」を開き、対応を行います。

当該担任は、当該事案の具体的な内容について、本校書式の記録用紙に記載し、保管を行います。また、いじめ認知報告書をもとに、過去の事案のその後の進捗状況を確認するために、月に一度「いじめ防止対策委員会」を開きます。その際、会議録を作成し、保管を行います。

(3) 委員会の活動内容

①未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知

②早期発見・事案対処

- ・いじめの相談、通報の窓口の設置（窓口：児童支援専任）
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などにかかる情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制についての方針決定
- ・保護者への連絡・報告・連携などの方針決定

(4) 取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等にかかる校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む。）

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

子どもの心が豊かで、学校生活を楽しいと感じ、充実した中ではいじめは起こらないと考えます。何かしらのストレスを抱え心や体が疲れたり、自己有用感をもつことができなかつたりしたときに、からかいや嫌がらせ等を他人にぶつけるところからいじめは始まるのではないかと思います。

そこで、青木小学校では次のことに重点を置き、いじめ防止に取り組みます。

- 協働的に学んで高め合う授業を通して、自己有用感の育つ授業の展開に努めます。
- 基礎学力の充実を図り、自分に自信をもてる子どもの育成に努めます。
- 体験活動や縦割り等のふれあい活動を通して思いやりの心ややさしい心を育てます。
- やさしい心の郵便箱等を利用し、友だちのよいところ見る目を育てます。
- 友だちとのかかわりを大事にする学習を組むことにより、子ども同士の豊かな関わりをもたせる授業の展開をします。
- 日々、落ち着いて生活できるように『学校生活のきまり』をしっかり守れるように努めます。
- 特別支援や人権に関する研修会を行い教職員の資質の向上に努めます。
- 代表委員会等を通して、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることできるように支援します。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり、軽視したりすることのないようにするという意識を教職員全員がもって取り組むように努めます。

そのために、青木小学校では次のことに重点を置きいじめの早期発見に努めます。

- 児童支援専任を核として、養護教諭、各担任等がいじめに対しての感度を高め、日常的に点検し、積極的に気づくようにします。
- 日記ややさしい心の郵便箱、アンケート（6～7月、11月～12月）の中でも、いじめに対する情

報を収集します。

- 児童理解の情報は教職員で共有し、いじめの対応については「いじめ防止対策委員会」に報告します。
- 担任そして学校は児童理解に努めると共に、児童、保護者との良好な関係づくりにも努め、相談しやすい環境をつくります。
- 児童支援専任、スクールカウンセラーなどの教育相談を充実させます。
- インターネット上で行われるいじめに対しては、情報モラル教育の推進による児童の意識の向上及び、保護者への啓発に努めます。

(3) いじめに対する措置

いじめそのものは全てが重大事態であるという姿勢で措置対応をします。

そのために、青木小学校では次のような姿勢でいじめに対する措置をします。

- 日常的に得られた情報から、いじめを認知した場合はすぐに児童支援専任を核として全教職員で対応します。その後、情報を共有し、さらに多角的に情報を集めるようにし、継続的に見守るようにします。また、道徳の指導等で適時取り入れ、周りの児童の心の人権意識を高めるようにします。
- 被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。
- 被害児童に寄り添い、事情や心情を聴取し、状態に合わせた継続的なケアを行います。
- 加害児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめの重大さを理解させ厳重に注意すると共に、児童の実態に応じ、再発防止に向けた継続的な指導及び支援を行います。
- 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組みます。
- いじめが犯罪行為にあたりと認められる場合や児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報します。

(4) いじめの解消

《いじめの解消の要件》

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ① いじめの行為が少なくとも3ヶ月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 教職員等への研修

いじめ防止に向けては、教職員の意識が高まることが重要です。

そのために、青木小学校では次のように研修に取り組みます。

- 児童理解研修やいじめ防止、対応に向けた研修等、年間計画をもとに校内の研修を実施します。
- 教育委員会が主催する児童理解、児童指導関係の研修にも積極的に参加します。特に児童支援専任教諭、人権教育推進担当者、道徳教育推進担当者等への専門性を高める研修には重点を置きます。

(6) 学校運営協議会等の活用

いじめは学校だけで解決できるものではないとの意識のもと、地域や保護者の協力を得て解決に臨みます。

そのために、青木小学校では次のような姿勢で臨みます。

- いじめの問題等を保護者・地域等と共有して対応できるように、学校運営協議会で扱い、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの健全育成に取り組みます。

(7) 取組の年間計画

	未然防止のために	早期発見のために	対処・処置のために	意識を高めるために
4月はじめ に意識を高 め、年間の 見通しをも つ	いじめ防止基本方針の確認 年間計画の作成 (いじめ対策委員会・児童指導・人権) 児童会 (計画・取組) 児童支援等申し送りの確認 児童の実態把握 学校生活における職員共通理解事項の確認 学習関係での取組の確認 スクールカウンセラーの紹介 特別支援体制の確認			
4月	児童の実態把握 ○授業改善 分かる楽しさ 認め合いから自己有用感をもつような授業づくり 本時目標が分かる板書の工夫(学習のめあてをつかませ取り組ませる) 重点研究・教科担任制・ローテーション 制 ○規律ある落ち着いた生活 教職員共通理解事項の徹底 朝のあいさつ・読書の時間・体力づくり の時間 ○豊かなかかわり 縦割り活動の充実 体験学習の充実 成功体験の充実 朝会 いじめ防止対策委員会の開催	朝の健康観察・日記 ・学級活動・情報交換・保健室との連携 ・やさしい心の郵便箱 ・危機管理研修 地域訪問	組織的な対応をする 「いじめ防止対策委員会」 ・事実確認 ・情報収集 ・児童指導 ・児童ケア ・継続的見守り 重大な事態と判断されたときは教育委員会・関係機関への相談・報告	・横浜子ども会議の アピール文確認・啓蒙 ・児童会活動年間計画の作成 ・縦割り活動の年間活動計画作成 ・道徳年間計画の作成
5月	いじめ防止対策委員会の開催	校内児童指導協議会	学校運営協議会	校内児童指導協議会
6月	いじめ防止対策委員会の開催	いじめアンケート YPアセスメント	学校運営協議会	
7月	いじめ防止対策委員会の開催	いじめアンケート 教育相談 個人面談	学校運営協議会	学校評価 人権研修 特別支援研修
8月				
9月	いじめ防止対策委員会の開催		学校運営協議会	
10月	いじめ防止対策委員会の開催	YPアセスメント		校内児童指導協議会
11月	いじめ防止対策委員会の開催	いじめアンケート 教育相談		
12月	いじめ防止対策委員会の開催	いじめアンケート 個人面談 教育相談		人権への取組 学校評価
1月	いじめ防止対策委員会の開催		学校運営協議会	

2月	いじめ防止対策委員会の開催		学校運営協議会	校内児童指導協議会
3月	振り返り・次年度に向けて		学校運営協議会	
連携				
スクールカウンセラー・警察・療育センター・学校家庭地域連携事業・栗田谷中学校・松本中学校・関係幼稚園保育園・PTCA・学校運営協議会・地域・朝鮮初級学校・はまっ子・教育委員会				

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

【報告】学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合は、直ちに横浜市教育委員会に報告します。

【調査・報告】「いじめ対策委員会」を中核として、直ちに対処すると共に、再発防止も視点においた「調査」を実施します。調査結果を教育委員会に報告します。また、教育委員会の指示がある場合には、その指示のもと進めていきます。

【児童・保護者への報告】いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実を、他のプライバシーに配慮する等、関係者の個人情報に配慮し、適切に提供します。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行います（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じます。